

りそなアセットマネジメントの 議決権行使



当社は機関投資家として投資先企業のコーポレートガバナンス向上に重要な責任を負い、また、投資先企業を通じ、環境・社会に大きな影響を及ぼしていること、またそれらの変化は当社の運用成果にも影響を及ぼすものと認識しています。

このような認識のもと、議決権行使に係る業務の適切性を確保することならびにお客さまの利益のため、「議決権行使に関する規程」を定めています。この規程に基づき、運用者として適切な議決権行使を行うための指針を示した「議決権行使に関する基本的な考え方」、りそなが求める“Goodなガバナンス”の基準を内外株式を横断する形で定めた「グローバル・ガバナンス原則」、国内株式・外国株式それぞれの「議決権に関する行使基準」を定めています。

「議決権行使に関する基本的な考え方」

- 1 信託財産等で保有する株式の議決権行使は、専ら受益者の利益のため、信託財産等の価値増大を図るための運用戦略上の一手段であり、受託者として適切な行動をとることを基本とします。
- 2 信託財産等で保有する株式の議決権行使は、特定の政治的・社会的問題に対する手段とは致しません。
- 3 信託財産等で保有する株式の議決権行使に際しては、運用の受託者として知り得た情報及びその分析結果のみに基づき行動します。

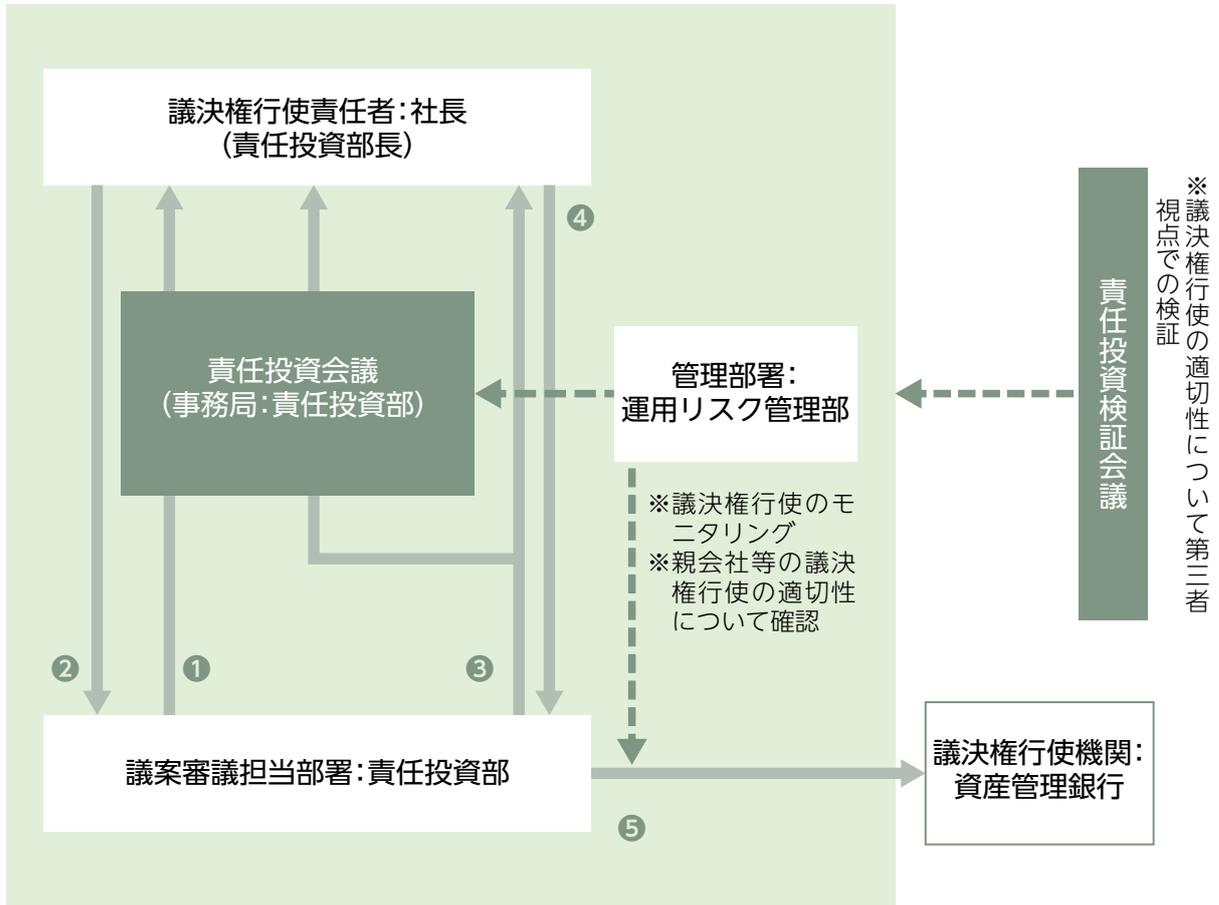
また、議決権行使を行うに際しては、発行体企業等のガバナンス体制をはじめとして、法令や企業倫理の遵守、社会との共生、環境問題への取り組みなど、発行体企業等としての社会的責任についても判断材料に取り入れ、投資信託財産等で保有する株式に係る株主価値の増大が長期的に実現するよう目指します。

グローバル・ガバナンス原則

- 取締役会の責務
 - ・取締役会は、株主および各ステークホルダーに対して説明責任を負い、ESG要因を含む広範なステークホルダーへの配慮を通じて、長期的な観点から会社の持続的成長を追求し、もって株主の利益のために行動することが期待される。
 - ・取締役会は、経営陣の執行を監督しなければならない。
 - ・取締役会は、経営陣の業績と報酬を効果的に評価、監督しなければならない。
- 取締役会の構成
 - ・取締役会は、少なくとも過半数が独立社外取締役で構成されることが望ましい。
 - ・取締役会は、経営陣の事業活動を効果的に監督できるよう、十分な多様性を備えた取締役で構成されることが望ましい。
- 情報の信頼性確保と情報開示
 - ・取締役会は、会社の開示する財務・非財務の情報の信頼性を担保、各ステークホルダー向けにその情報を提供する監督責任を負う。
 - ・取締役会は、株主が議案の内容を十分に理解したうえで議決権を行使できるように、また株主利益に影響を及ぼす事項について株主が効果的なエンゲージメントを展開できるように、信頼性の高い情報の適時開示を実施すべきである。
- 株主権利
 - ・株主権利の平等性が担保され、株主が有する経済的価値と同等の議決権を有するべきである。
 - ・取締役会は、株主が会社の重要な決定や取引について議決権を有するようすべきである。

なお、本ガバナンス原則を推奨としますが、各国の異なる法令、商慣習、コーポレートガバナンス・コードを鑑み、実状に合わせた内外株式の行使基準を制定しています。

議決権行使プロセス



議決権行使基準の制定

- 1 責任投資部によって作成された「議決権に関する行使基準」の原案は、責任投資会議に付議され、その内容について協議が行われます。
- 2 社長は、責任投資会議での協議結果を踏まえて作成された、同行使基準の採用を決定します。

議案審議

- 3 責任投資部は、「議決権に関する行使基準」に則って議案の審議を行い、議決権行使内容を作成します。同行使基準で明確に判断できない議案の議決権行使内容は、責任投資会議に付議され、その内容について協議が行われます。
- 4 社長は、責任投資会議の協議結果を踏まえて、議決権行使内容の是非を決定します(責任投資会議に付議されない議案については責任投資部長が決定します)。

指図

- 5 責任投資部は、議決権行使内容を資産管理銀行に指図します。

※利益相反管理

りそなホールディングス株式会社については、当社の「議決権に関する行使基準」に基づき第三者である助言会社(ISS社)の助言を受けて行使しています。行使内容については、運用リスク管理部での検証、責任投資会議への報告が行われる他、第三者委員会である「責任投資検証会議」にて検証を受けます。

議決権行使基準の制定・見直しについて

議決権行使基準の制定・見直し等は、責任投資会議での協議を経て決定します。行使基準は、法改正の内容、を行うほか、必要に応じ適宜見直しの検討を行います。行使基準は、下記URLをご参照ください。また議決権の行を問わずその理由をすべて開示しています。

議決権に関する行使基準 ▶ <https://www.resona-am.co.jp/investors/giketuken.html>

■ 議決権行使基準の主な改定内容 (2022年1月以降の株主総会で適用)

	改定前
取締役会の構成	取締役会に独立性のある社外取締役が3分の1以上選任されていない場合、合理的かつ納得性ある説明がなければ、代表取締役の選任に反対します。但し、監査役会設置会社については、取締役会に独立性のある社外取締役が2名かつ25%以上選任されている場合は賛成します。
役員報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支払いは反対します。 ・3期連続経常赤字、3期連続最終赤字、債務超過の場合、退職慰労金の支払いに反対します。 ・個別の支給額または支給総額が開示されない場合、反対します。
買収防衛策	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の基準を一つでも満たさない買収防衛策には原則として反対します。 <ul style="list-style-type: none"> -取締役会に過半数の独立した社外取締役が存在する。 -発動要件が明確(高裁4類型+強圧的二段階買収のみ)である。等 ・効率的な企業経営が行われていない企業(3年連続ROEが5%未満)のなかで、ネットキャッシュが過大(総資産の25%以上)または業種別でROEが3年連続下位25%以下である企業が、買収防衛策を導入または継続する場合は反対します。 ・株主総会の承認を得ることなく、取締役会の判断で買収防衛策を継続する場合、上記基準を満たさない場合には取締役の再任に反対します。

■ 議決権行使基準の主な改定内容 (2023年1月以降の株主総会で適用)

取締役会の構成	-
取締役選任	-

上記改定その他、定義の明確化、明文化のための改定、注記文言の追加・修正を行いました。改訂内容の詳細は、

コーポレートガバナンス・コードで要求される水準、企業のガバナンスの状況などをしたうえで、年1回の定期的な見直し使用内容(国内株式、個別の投資先企業および議案ごと)について、四半期ごとに当社ホームページ上に開示しており、賛否

改定後	改定理由
<p>取締役会に独立性のある社外取締役が3分の1以上選任されていない場合、合理的かつ納得性ある説明がなければ、代表取締役の選任に反対します。</p>	<p>改訂版のCGコードが施行され、監査役会設置会社においても社外取締役の選任が加速していることから、独立社外取締役比率の底上げを図ります。</p>
<p>退職慰労金を支給する場合、原則として反対します。</p>	<p>退職慰労金の支給は、年功的な性格が強い等のコーポレートガバナンス上の問題を抱えており、中長期的な企業価値向上に繋がらないと考えるため、従前の基準を廃止し、原則としてすべての議案に反対します。</p>
<p>事前警告型買収防衛策の導入・継続は、原則として反対します。但し、取締役会に過半数の独立した社外取締役が存在する企業で、買収防衛策の導入・継続の必要性について合理的かつ納得性ある説明があった場合のみ、賛成することもあります。いわゆる有事の買収防衛策導入については、その買収防衛策の内容を精査し、買収者と投資先企業双方の企業価値向上プランを比較・検討したうえで個別に判断します。株主総会の承認を得ることなく、取締役会の判断で買収防衛策を導入・継続する場合、原則として取締役の再任に反対します。</p>	<p>経営陣の保身に利用されると少数株主の利益を阻害する恐れがあるため、事前警告型の買収防衛策導入・継続については原則反対の立場を明確にし、従前の基準は廃止します。</p>
<p>プライム市場上場企業で、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の執行役に、女性の存在が確認できない場合、代表取締役の選任に反対します(女性の就任状況は前年度に発行された有価証券報告書で確認)。但し、ジェンダーの問題に対する方針や取り組みについて合理的かつ納得性ある説明があった場合、または株主総会参考書類で女性の存在が確認できた場合は反対しません。</p>	<p>ジェンダーダイバーシティ向上の必要性から、新たな基準を追加しました。</p>
<p>政策保有株式の保有額^(※)が連結純資産の20%以上ある企業で一定以上の資本効率(ROE8%以上)がない場合、政策保有株式の縮減に関する方針について合理的かつ納得性ある説明と縮減実績がなければ、代表取締役反対します(連結純資産に対する比率は、前年度に発行された有価証券報告書を用いて計算しますが、株主総会招集通知の添付書類に直近期末の政策保有株式の状況について情報開示がある場合はその数値も活用します)。 (※)「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の「貸借対照表計上額の合計額」。</p>	<p>これまで企業と政策保有株式に関する対話を行ってきましたが、さらなる政策保有株式の縮減への動きが必要と判断し、新しい基準を追加しました。</p>

前記URLをご参照ください。

国内株式 議決権行使結果 (2021年7月～2022年6月)

2021年7月から2022年6月までに開催された国内株式における株主総会での議決権行使結果(主な議案種類別)については下記をご覧ください。多くの議案は招集通知等の開示内容で判断しますが、企業との対話・エンゲージメントなどを通じて相互の理解を深めたうえで議案の賛否を判断するケースもあります。

会社提案議案への 議決権行使状況について	反対比率	(前年反対比率)	議案数合計	反対数
	10.4%	(11.7%)	23,716議案	2,474件
株主提案議案への 議決権行使状況について	賛成比率	(前年賛成比率)	議案数合計	賛成数
	2.0%	(5.7%)	293議案	6件

中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討し、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮。

会社機関に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
取締役の選解任	11.2% (11.7%)	17,449議案	取締役会構成の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外取締役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
監査役の選解任	15.0% (14.8%)	1,370議案	社外監査役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。監査役の総数や社外監査役を減員する際に十分な説明がない場合は代表取締役の選任に反対。
会計監査人の選解任	0.0% (0.0%)	73議案	
役員報酬に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
役員報酬(※1)	10.0% (13.5%)	964議案	社外取締役、監査役等に対する役員賞与の支給・ストックオプション付与に反対。固定報酬としての株式報酬については独立性に影響しない範囲で支払う場合は賛成。
退任役員の退職慰労金の支給	99.1% (80.6%)	110議案	退任役員への退職慰労金支給は原則反対。
資本政策に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
剰余金の処分	1.9% (2.0%)	1,448議案	株主還元策、内部留保等の水準の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
組織再編関連(※2)	6.5% (0.0%)	46議案	株主総会ではなく取締役会で配当を決定する企業について、問題があると判断した場合は取締役の再任に反対。
買収防衛策の導入・更新・廃止	100.0% (100.0%)	62議案	事前警告型買収防衛策の導入・継続は原則反対。
その他資本政策に関する議案(※3)	0.0% (2.3%)	72議案	
定款に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
定款に関する議案	0.8% (2.0%)	2,112議案	
その他の議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
その他の議案	50.0% (33.3%)	10議案	

(※1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
 (※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
 (※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

▶ 外国株式 議決権行使結果 (2021年7月～2022年6月)

2021年7月から2022年6月までに開催された外国株式における株主総会での議決権行使結果(主な議案種類別)については下記をご覧ください。多くの議案は招集通知等の開示内容で判断しますが、企業との対話・エンゲージメントなどを通じて相互の理解を深めたうえで議案の賛否を判断するケースもあります。

会社提案議案への 議決権行使状況について	反対比率	(前年反対比率)	議案数合計	反対数
	12.8%	(10.0%)	37,405議案	4,772件
株主提案議案への 議決権行使状況について	賛成比率	(前年賛成比率)	議案数合計	賛成数
	78.6%	(85.0%)	1,596議案	1,254件

中長期の株主価値向上に資するものであるか、株主の権利をより保護、強化するものか、情報開示(気候変動などの非財務情報を含む)により株主にメリットがあるのかを勘案。

会社機関に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
取締役の選解任	9.3% (6.7%)	13,393議案	取締役会および各委員会の構成は、各国の法制度、コーポレートガバナンス・コード等に則した妥当性・適切性を勘案。
監査役の選解任	6.8% (4.0%)	559議案	対象取締役・監査役の経歴・資質・職務の執行実績、社外の場合は独立性等の妥当性を審議。
会計監査人の選解任	0.7% (1.0%)	2,148議案	
役員報酬に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
役員報酬(※1)	23.7% (26.4%)	4,246議案	企業価値の持続的な成長を促進するように工夫されたもの、会社全体および個人の業績に連動するように設計されたもの、独立社外取締役が主要な構成員である報酬委員会で検討されたもの、報酬制度が十分に開示されていることが望ましい。
退任役員の 退職慰労金の支給	0.0% (0.0%)	0議案	
資本政策に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
剰余金の処分	0.6% (0.7%)	1,395議案	配当政策、内部留保の水準等の妥当性を審議。
組織再編関連(※2)	29.9% (18.4%)	2,839議案	資本政策の株主価値への影響等、妥当性を審議。
買収防衛策の 導入・更新・廃止	13.3% (14.4%)	98議案	目的や内容が株主価値向上に資するものか十分に検討。
その他資本政策に 関する議案(※3)	11.0% (10.2%)	4,986議案	
定款に関する議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
定款に関する議案	8.7% (7.2%)	929議案	変更事由の妥当性を十分に検討したうえで、株主価値への影響を考慮。
その他の議案	反対比率(前年反対比率)	議案数合計	
その他の議案	14.2% (7.8%)	6,812議案	提案内容について妥当性があるか、株主価値への影響を審議。

(※1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

定性的な議案判断の事例

当社の議決権行使は、グローバル・ガバナンス原則および議決権行使基準に則って行われます。以下2件は、定性的な判断を求められた議案に対する議決権行使の事例です。

	ガバナンス体制	株主価値向上	株主の権利の保護
行使基準	<p>株主提案については、株主価値向上に資するものか十分に検討し、賛否を判断します。 なお、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮します。 株主提案には、社会・環境問題に関する事項から多様な分野での事項が含まれることから、株主提案を判断するにあたっては、中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討します。 また、例えば以下のような定款変更については、定款に記載することの妥当性に加え、上記と同様の観点について検討し、賛成することもあります。 例：気候変動リスクに関する情報開示を求めるもの 等</p>		
【賛否判断の 目線】	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案内容が企業価値向上につながるか ● 提案内容を定款に定めることで業務執行への支障となり、企業価値の棄損につながる恐れがあるか 		

定性的な議案判断の事例 ▶ ○社

Case 1 パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示

	株主提案 定款の一部変更の件
議案	<p>当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。</p> <p>第●章 脱炭素社会への移行</p> <p>第●条 (パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、当社が気候変動におけるパリ協定に沿った取り組みを表明していることに従い、当社は、すべての投融资ポートフォリオにわたりパリ協定第2条第1項 (a)と整合性がある短期および中期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画を策定し、開示する。 ・ 当社は、上記削減目標の進捗状況を年次報告書において開示する。

Case 2 IEAによるネットゼロ排出シナリオと一貫性ある貸付等

	株主提案 定款の一部変更の件
議案	<p>当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。</p> <p>第●章 脱炭素社会への移行</p> <p>第●条 (IEAによるネットゼロ排出シナリオと一貫性ある貸付等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は2050年温室効果ガス排出実質ゼロの達成目標を誓約していることから、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) によるG20サステナブルファイナンスワーキンググループへの推奨ならびに国際エネルギー機関 (IEA) によるネットゼロ排出シナリオに従い、当社は、新規の化石燃料供給、関連インフラ設備の拡大に当社の貸付および引受による調達資金が用いられないことを確実にするため積極的な措置を策定し、開示する。

株主提案2件
についての
事態の概況

〇社は、数年前から国内外の環境NGOより他の日本企業とともに、気候変動対策の強化を求められ対話を続けていた。

環境NGO等が、〇社の現行ポリシーおよび事業活動は、化石燃料供給を拡大させていることを示し、国際エネルギー機関(IEA)によるネットゼロ排出シナリオおよびパリ協定とは整合しない内容であること、従来のエンゲージメントでは、〇社により必要な情報開示が行われる確証が得られないこと等により、共同で株主提案を提出する。

これに対し、〇社は2050年までに投融資ポートフォリオ全体でのGHG排出量をネットゼロとすること、3年程度の短期・中期的に実行する具体的な施策を「アクションプラン」と位置づけグループ全体で気候変動対策に取り組んでいることを表明。

2022年6月、定時株主総会を開催。

判断に
至る経緯

- 2022年4月 環境NGOが株主提案を提出。
- 5月上旬 当社は提案側NGOと意見交換を実施し、以下の提案背景を理解。
〇社に株主提案を実施した理由は以下の2点。
 - ① (提案側NGO調べ) 〇社のみ2020年における石炭産業への融資・引き受けが増加していること
 - ② 同業他社と比べ気候変動方針内容が劣っていること
 - ・ Case1の議案は、前年の同業他社であるP社に対する提案内容と同程度の開示を求めるものとした。
 - ・ Case2の議案は、さらに踏み込んで、海外金融機関に要求しているものと同程度の、IEAのシナリオに整合させる開示を求めるものとした。
- 5月中旬 〇社は「株主提案に対する当社取締役会の意見について」をリリース、本株主提案に対する反対を表明。
同日、当社は〇社と面談を実施。

考え方
と
判断

現時点において〇社が目指す気候変動緩和の各種課題解決に向けた計画はパリ協定に沿った計画となるにはやや不足しており、本開示は企業価値向上に資すると判断。

株主提案
賛成

【協議のポイントと判断】

昨年のP社への提案と類似しており、グローバルでビジネスをする企業に求められるべき水準として特異な提案ではなく、業務執行への支障となるものではない。

考え方
と
判断

投資計画やその前提条件といった経営判断の基礎となる重要情報の開示等、個別具体的な業務執行に係る事項を定めることは、経営環境の変化に応じた機動的かつ迅速な業務執行や方針の策定・変更の支障となり、企業価値の棄損につながる可能性があるためと判断。

株主提案
反対